

議案第 2 1 号

天理市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

天理市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正しようとする。

平成24年 3 月 5 日提出

天理市長 南 佳 策

天理市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

天理市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年 1 月天理市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

別表中第49号を第50号とし、第25号から第48号までを 1 号ずつ繰り下げ、第24号の次に次の 1 号を加える。

25	外国語指導助手	月額355,000円を超えない範囲内で、任命権者が定める額	同上
----	---------	-------------------------------	----

別表備考第 3 項中「第25号まで、第28号から第30号まで及び第32号から第49号」を「第24号まで、第26号、第29号から第31号まで及び第33号から第50号」に改める。

附 則

この条例は、平成24年 4 月 1 日から施行する。